

桜井市消防団 火災出動時マニュアル (R5.4.1 現在)

① 出動指令

「災害発生連絡」奈良県広域消防組合からメールまたは、電話による出動指令

○機動部 メールに記載の分団が出動

○部 災害発生場所（大字）が出動対象地区（小学校区）内の部が出動

② 出動時（基本的な動き）

○団本部

市役所に参集し、指揮車で出動 → 出動分団に無線開局報告（出動報告受付） → 現場到着 → 指揮本部設置 → 広域消防現地指揮本部と連携し、状況を確認 → 出動分団に活動指示

○機動部

機庫に参集し、ポンプ車で出動 → 団本部に出動報告（※所属の部の出動状況も随時報告） → 現場到着 → 団本部に現場到着報告 → 団本部の指示により活動開始

○部

機庫に参集し、積載車等で出動 → 分団長に出動報告 → 現場到着 → 分団長に現場到着報告 → 分団長の指示により活動開始

○事務局

・現場で指揮本部、団員活動補助 各方面への連絡体制確保（秘書課、社会福祉課、水道局等）

③ 活動時

○指揮系統 指揮本部（=広域消防現地指揮本部） ⇄ 分団長 ⇄ 部長 ⇄ 各団員

無線を活用し、指揮系統内で情報を共有しながら活動

④ 活動方針

○広域消防より先着 → 通常の消火活動 ○後着 → 指揮本部の指示に従う

⑤ 撤収時

○団本部 広域消防現地指揮本部と協議し、各分団長に撤収指示 → 活動報告受付

○機動部 指揮本部からの指示を受け撤収、部に撤収指示 → 指揮本部に活動報告（※直接報告 活動報告書提出）

○部 分団長からの指示を受け撤収 → 指揮本部に活動報告（※直接報告 活動報告書提出）

無線使用時、相手からの応答がない場合は繰り返し呼出してください！

※無線の電波状況、出動タイミングのずれなどにより通じない場合もあります

桜井市消防団事務局（桜井市危機管理課）42-9111（内線 1421）